

部内限

基発第 0330023 号
平成 21 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

精神障害等による業務上の疾病が発生した事業場に対する指導の実施について

平成 21 年 3 月 26 日付け基発第 0326003 号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進に当たっての留意事項について」(以下「留意通達」という。)の記の 3 に示すところの標記については、今後、下記によらねたい。

記

1 指導の目的

本指導は、[redacted]として、当該 [redacted]
[redacted]すること、またはその [redacted]
[redacted]ことを目的として行うものであること。

なお、[redacted]
[redacted]こと。

2 対象事業場

対象事業場は、[redacted]
[redacted]であって、次のいずれかに該当する事業場を対象とすること。

① [redacted]
[redacted]

② [redacted]
[redacted]

なお、[redacted]
[redacted]があること。

3 個別指導の実施について

(1) 対象事業場の選定

[redacted]に
おいて対象事業場を選定すること。

(2) 重点事項

指導の実施に当たっては、上記 1 の目的に留意の上、以下のアからカを [redacted]

_____を行うこと。

- ア _____
- イ _____
- ウ _____
- エ _____
- オ _____
- カ _____

また、_____については、キからコについても _____を行うこと。

- キ _____
- ク _____
- ケ _____
- コ _____

(3) 留意事項

(ア) 個別指導の実施に当たっては、_____によることでも差し支えないこと。

(イ) 個別指導に際しては、_____

_____すること。

このため、上記(1)の _____すること。

(ウ) 上記1の目的を踏まえ、本指導は _____

_____を実施すること。

(4) メンタルヘルス対策支援センターによる支援の促進

_____を
行うこと。

なお、_____はないこと。